

議員案第 1 号

さくら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及びさくら市議会
会議規則第 1 3 条の規程により提出します。

令和 7 年 1 月 1 7 日

提案者 さくら市議会議会運営委員会
委員長 洪 井 康 男

賛同者 さくら市議会議会運営委員会
副委員長 岡 村 浩 雅

賛同者 さくら市議会議会運営委員会
委 員 加 藤 誠 一

賛同者 さくら市議会議会運営委員会
委 員 永 井 孝 叔

賛同者 さくら市議会議会運営委員会
委 員 石 岡 祐 二

賛同者 さくら市議会議会運営委員会
委 員 鈴 木 恒 充

議員案第 1 号

さくら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

さくら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 17 日提出

さくら市議会議会運営委員会委員長 渋井 康男

さくら市条例第 号

さくら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

さくら市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年さくら市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

さくら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年さくら市条例第1号）（1/1）

改 正 案	現 行
（罰則） 第53条 職員若しくは職員出会った者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第53条 職員若しくは職員出会った者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(提案理由)

議員案第 1 号は、さくら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、刑法の改正に伴い、懲役刑を拘禁刑に統一する所要の改正を行うものであります。